

八尾市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の
事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業、指定居宅介護支援等の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設</u>、介護医療院及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものとする。 第2条・第3条 略 （指定居宅サービス等の事業における記録の保存年限） 第4条 居宅サービス基準第39条第2項、第53条の3第2項、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項、第118条の2第2項、<u>第139条の2第2項</u>、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項に規定する記録については、居宅サービス基準の規定にかかわらず、規則で定める日から5年間保存しなければならない。 第5条～第13条 略 <u>（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準）</u> 第14条 <u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第110条第1項及び第2項に規定する指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。次条において「介護療養型医療施設基準」という。）並びに次項及び次条に定めるところによる。</u> 2 <u>指定介護療養型医療施設においては、暴力団員及び暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業、指定居宅介護支援等の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものとする。</u> 第2条・第3条 略 （指定居宅サービス等の事業における記録の保存年限） 第4条 居宅サービス基準第39条第2項、第53条の3第2項、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項、第118条の2第2項、<u>第139条の3第2項</u>、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項に規定する記録については、居宅サービス基準の規定にかかわらず、規則で定める日から5年間保存しなければならない。 第5条～第13条 略 <u>第14条及び第15条 削除</u>

(指定介護療養型医療施設における記録の保存
年限)

第15条 介護療養型医療施設基準第36条第2項に
規定する記録については、介護療養型医療施設
基準の規定にかかわらず、規則で定める日から
5年間保存しなければならない。

第15条の2～第19条 略

第15条の2～第19条 略